法律

土地改良法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第三十九号

土地改良法等の一部を改正する法律

（土地改良法の一部改正）

第一条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「災害復旧」の下に「（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）」を加える。

第二条　土地改良法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「農用地又は」を「農用地若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十八条第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第四十九条第一項中「災害」の下に「又は突発事故被害」を加える。

第五十二条第五項中「すべて」を「全て」に、「きいた」を「聴いた」に改める。

第六十四条中「払戻」を「払戻し」に、「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

第八十五条第一項中「十五人以上の」及び「又は農地中間管理機構」を削り、同条第二項中「又は農地中間管理機構」を削り、「）及び」を「）並びに」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中「又は農地中間管理機構」を削る。

第八十五条の三第二項及び第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第八十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（申請によらない土地改良事業）」を付し、同条第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第八十八条を削る。

第八十七条の三第一項中「及び前条第一項」を「、第八十七条の二第一項」に改め、「の事業」の下に「及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業」を加え、同条第六項中「前条第八項」を「第八十七条の二第八項」に、「第八十七条の三第一項第一号」を「第八十八条第一項第一号」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第八十七条の三第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の二第八項及び第九項」を「第八十七条の三第四項から第六項まで」に改め、同条第十三項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四項」を「第八十八条第四項」に、「第八十七条の三第十二項」を「第十二項」に、「について第八十七条の三第十二項を「について同項」に改め、「同項及び第五項中」を削り、「長を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

15　都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一　当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十七項において同じ。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二　当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

16　都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

17　農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一　土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

二　土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

18　第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで、第八十七条の二第八項及び第九項並びに第八十七条の三第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七条の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画